事業評価シート (平成24年度分)

1. 事業の位置付け

1. 事業の位置的7					
事務事業名	景観形成促進事業				
事業担当	まちづくり政策部 まちづくり政策課				
事業種類	O ハード				
公人共両の	'03 基本目標3 人と自然が調和した、やすらぎのあるまち				
総合計画の 位置付け	'02 ②〈住みごこち〉 人にやさしい居住空間をつくる				
四直1717	'01 1 地域の特性や景観を活かしたまちづくりを進める				
根拠法令等	平塚市景観条例				
対象•受益者	市民事業期間				
委託、協働	【委託: 3セク·財団 企業 NPO その他 】【協働: 】				
	目的・目標 事業の概要				
	: 潤いを感じることができる、地域の環境 はみ景観の形成を促進します。 はみ景観の形成を促進します。 は、公共・民間の建築物、工作物等に対する指導、助言を するとともに、市民と連携し良好な景観形成に努めます。				

2. 事業の検証

活動指標①	指標名	景観アドバイザー活用	観アドバイザー活用件数		
	説明·算定式	(平成24年度まで)			·
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	目標	5	8	5	
	実績	3	2	4	
活動指標②	指標名				単位
	説明·算定式				•
/口到]日标色		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	目標				
	実績				
	指標名	届出に対する不勧告	率		単位 %
成果指標①	説明·算定式	不勧告件数÷届出件数×100			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	目標	100	100	100	100
	実績	100	100	100	
	指標名				単位
成果指標②	説明·算定式				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	目標				
	実績				
進捗状況	②:若干遅れている				
	遅れている	理由 景観アドバイナ	ザーの活用を必要とす <i>を</i>	る案件が4件だったため	0
平成24年度の	平成24年度の主な取組と成果				

平成24年度の主な取組と成果 景観法に基づく景観計画、景観条例による事前協議・届出制度により、届出者に対して指導、助言を行い、良好な景観形成に向けた誘導を行うとともに、景観アドバイザーを活用し専門家から、平塚市屋外広告物条例策定及び公共の事業に対し意 見を求め、事業に関しては指導助言を行いました。また、景観重点地域において、地域住民等に対して、景観づくりの普及啓 発を図るため座談会を開催しました。

平成24年度	A:成果があがった
の検証結果	へ、成未がめがりに

	項目	分析の視点	左記の視点に関する分析・課題の抽出	総合	評価
事	必要性	□ 市民ニーズ□ 事業目的の達成状況■ 市の関与の必要性□ その他	景観計画に掲げる良好な景観形成を進めるためには、市 民意識の高揚や建築物の誘導等、市が積極的かつ継続 的に取り組んでいく必要があります。		高低
業		■ 上位施策への貢献□ 市民満足度を高める方策■ 継続による成果向上の可能性□ その他	景観計画の目標を達成するためには、市民、事業者、市各々が取組み、全体として進める大事な事業です。景観形成には長期間を要するため、継続して景観に配慮した建物の誘導や市民の景観形成活動への支援が有効です。		高低
分析	妥当性	■ 事業の目的、対象、内容 □ 受益者負担、補助額 □ 業務の執行体制(人員配置、業務分担) □ その他	景観法の制定等景観に対する意識が高まる中、公共、民間の建築物の景観誘導を進めることは時代に合致しています。届出の指導、助言、更なる市民意識の高揚を図る取組みが必要です。	•	高中低
	効率性	□ 業務プロセス改善による効率化の方策□ コスト削減の可能性□ 事業手法(民活の余地、事業形態の検討)■ その他	建築物等の届出に対する指導・助言を行うために、必要に応じて景観アドバイザーを適切に活用することは効率的な取組みと言えます。	0	高中低
	今後に向	けた課題の分析			

良好な景観の必要性や景観形成を図る上で配慮すべきこと等を市民に周知するとともに、市民が主体となって取り組む地域 景観形成活動に対するきっかけづくりや支援に今後も取り組む必要性があります。

3 年度別事業内容•決質額

(単位·千円)

<u> </u>	3. 午度別事業内谷*沃昇額 (単位:十円)				
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		決算額	決算額	決算額	予算額
事業内容		事業者への指導・助言 及び市民への普及啓発	事業者への指導・助 言、市民への普及啓発 及び景観づくり活動へ の支援	事業者への指導・助言、市民への普及啓発	事業者への指導・助 言、市民への普及啓 発、屋外広告物条例施 行準備等
	国庫支出金	0	0	0	0
財源	県支出金	0	0	0	0
源内	起債	0	0	0	0
訳	その他 特財	0	0	163	561
	一般財源	340	143	3,693	5,124
	事業費(A)	340	143	3,856	5,685
	執行率(%)	62.16	38.34	85.12	
内	職員(人)	1.80	3.05	2.45	2.50
訳	再任用(人)	0.00	0.00	0.10	0.20
	人件費(B)	14,867	24,718	19,978	20,551
フルコスト(A+B)		15,207	24,861	23,834	26,236

4. 今後の事業展開(担当課としての提案)

平成26年度の取組方針

景観法に基づく景観計画、景観条例による事前協議、届出制度により、届出者に対して指導・助言を行い、良好な景観形成 に向けた誘導を行うとともに、地域活動への支援、市民への普及啓発に努めます。また、景観重点区域の地域住民に対して 勉強会の開催等により景観づくりの意識高揚を図ります。

課長コメント

景観計画、景観条例に基づき、良好な景観形成を図るため、地域への働きかけ等積極的な取組みが必要です。